

## ■高等教育の修学支援新制度

進学に伴う経済的な負担を軽減することを目的に(1)授業料等減免(授業料と入学金の免除または減額)と(2)給付奨学金(返還が不要な奨学金)の2つの支援が高等教育の修学支援新制度として2020年4月より新たに制度化されました。支援対象となるためには世帯年収等の要件があります。なお、本校は新制度の対象機関として国から承認されています。

### 《実施される支援》

(1) 授業料等減免: 授業料と入学金を免除または減免します。

(2) 給付奨学金: 原則として返還義務のない奨学金が支給されます。

※要件を満たす場合、(1)授業料等減免と(2)給付奨学金の両支援にそれぞれ申請することができます。

### 《募集時期》

本校入学後4月中旬頃、10月頃

※希望する方は、4月上旬に行われる日本学生支援機構奨学金申込説明会への参加と申し込み手続きが必要です。日程は別途お知らせします。

### 《対象》

- ・ 住民税非課税世帯、およびそれに準ずる世帯。
- ・ 生計維持者の扶養する子どもが3人以上いる世帯。
- ・ 成績または学習意欲などの要件を満たした上で、機関要件を満たしている承認を得た学校に入学、在学していること。
- ・ 高等学校を卒業してから2年の間までに専門学校や大学などに入学が認められ、進学した者であって、過去において本制度のための支援措置を受けたことがないこと。

### 《支援内容》

			(1) 授業料等減免 (文部科学省)		(2) 給付奨学金(返還不要) (日本学生支援機構)	
区分	所得基準	世帯年収	入学金減免額	授業料減免額	自宅生	自宅外生
第Ⅰ区分	住民税非課税世帯	約270万円まで	昼: 100,000円(全額) 夜: 80,000円(全額)	昼: 590,000円(上限) 夜: 390,000円(上限)	459,600円(年間) (月額38,300円)	909,600円(年間) (月額75,800円)
第Ⅱ区分	住民税非課税世帯に準ずる	約300万円まで	第Ⅰ区分の2/3の額		第Ⅰ区分の2/3の額	
第Ⅲ区分	住民税非課税世帯に準ずる	約380万円まで	第Ⅰ区分の1/3の額		第Ⅰ区分の1/3の額	

多子世帯(扶養する子の数が3人以上の世帯)については所得に関わらず、授業料等減免を受けられるようになりました。詳しくは、文部科学省のホームページをご覧ください。

上表の世帯年収は、「ふたり親世帯でいずれかの親が配偶者控除対象となっており、子2人(本人・中学生)がいる場合」の目安です。家族構成および子の在学状況により世帯所得(年収)基準が変わります。

文部科学省  
ホームページ



### 《諸注意》

- ・ 手続きについての詳しいご案内は文部科学省のホームページをご参照ください。
- ・ 支援区分や内容は世帯構成や年収などで異なるため、どの区分に該当するかは日本学生支援機構ホームページの進学資金シミュレーターでご確認ください。
- ・ 給付奨学金については予約採用、在学採用いずれの場合も、日本学生支援機構からの初回振込は入学後の5月から7月頃が目安になります。
- ・ 授業料等減免について、支援の対象となる場合でも、入学手続き締切日までに入学金や維持費および授業料を納入いただきます。入学後、国からの正式な決定通知を受けた段階で前期分と後期分に分けて還付手続きを行います。
- ・ 特待生など授業料減免のある場合、上表の金額が減免とならない場合があります。

進学資金  
シミュレーター



## 日本学生支援機構 給付奨学金 「予約採用」 制度について

日本学生支援機構では、進学後に奨学金を申し込む「在学採用」制度(本校入学後に申し込み)のほかに、入学前に奨学金を予約する「予約採用」制度(高等学校にて申し込み)があります。募集時期・申込期限などについては、在籍している高等学校に必ず確認してください。審査などの結果により採用されない場合もあります。